

# 香川県公立高等学校入学者選抜の在り方について

( 最 終 報 告 )

平成17年7月29日

香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会

## 目 次

はじめに .....	1
1 通学区域の扱いについて.....	2
(1) 通学区域の設定の目的.....	2
(2) 状況の変化.....	2
(3) 検討の経過.....	3
(4) 今後の通学区域の在り方.....	3
(5) 今後の課題.....	5
2 推薦入学の改善について.....	6
(1) 推薦入学の意義.....	6
(2) 現状と課題.....	6
(3) 検討の経過.....	7
(4) 今後の推薦入学の在り方.....	7
3 その他の入学者選抜方法の改善について.....	8
(1) 学力検査.....	8
(2) 定時制課程における選抜.....	8
4 その他.....	8

### 《 参考資料 》

- 1 公立高等学校配置図（平成17年4月）
- 2 通学区域に関するアンケート調査結果（概要）
- 3 香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会協議経過
- 4 香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会設置要綱
- 5 香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会委員名簿

はじめに

国際化・情報化の進展、科学技術の発展、環境問題への関心の高まり、少子高齢社会の到来など社会の状況が大きく変化する中で、これからの時代を生きる人材を育てるため、豊かな人間性をはぐくむとともに、一人一人の個性を生かしてその能力を十分に伸ばす新しい時代の教育の在り方が問われている。

今日、高等学校は、97.5%（平成16年度全国平均）に達する進学率に示されるとおり、正に国民的な教育機関となっている。このような進学率の向上等に伴う生徒の能力・適性や意欲・関心の多様化に対応し、高等学校教育を個性化・多様化することが一層必要となってきた。これに伴い、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化の観点に立った入学者選抜方法の改善とともに、生徒の特性に応じた幅広い学校選択を可能とするための検討も必要とされている。

本県においては、これまで推薦入学において適性検査や作文を導入したり、一般入試において学力検査の傾斜配点や、いわゆる「5%規定」（入学定員の5%程度について学力の判定を調査書の学習の記録又は学力検査の成績のいずれかのみで行うもの）を導入するなど、様々な工夫がなされてきた。

本検討委員会は、このような状況を踏まえ、中学生が自らの能力や適性を一層発揮できるとともに、高等学校が自校の特色に応じた生徒を選抜することができるよう、平成16・17年の2か年にわたり、通学区域の扱いを含め、現行の入学者選抜制度に関する改善点や将来的な本制度の在り方について検討を行った。その中で、平成16年10月5日には、「第一次報告」として、当面の通学区域の扱いや選抜方法の改善点について提言したところであるが、その後引き続き、平成19年度以降の通学区域の在り方や入学者選抜の改善などについて、検討を進めてきた。

ここに、その結果をまとめて報告するものであるが、少子化時代の教育の在り方を念頭に、生徒一人一人の多様な能力・適性や意欲、更には様々な努力や体験を的確に評価し、その個性を伸ばすことができる入学者選抜となるよう、そして、高等学校教育の特色化、活性化が図られるよう一層努力されることを願うものである。

## 1 通学区域の扱いについて

### (1) 通学区域の設定の目的

本県の公立高等学校の通学区域については、新制高等学校が発足した翌年の昭和24年度に、全日制普通科において14の通学区域が設けられた。その後、昭和38年度以降は、全日制普通科(昭和43年度以降は理数科も含む)において、全県を2学区とし、志願者の住所が綾上町、綾南町、国分寺町、綾歌町(現丸亀市綾歌町)にある場合は、第1学区の普通科及び理数科へも志願することができることとされてきた。

もともと公立高等学校の通学区域は、高等学校教育の普及と機会均等を図ることを目的として、新制高等学校の発足に際し、法律によって設けることが義務付けられたものである。通学区域の設定により、県下全域に偏りなく高等学校を配置することが促されるとともに、通学の負担が軽減され、より多くの生徒に高等学校教育の機会が与えられることになった。

### (2) 状況の変化

新制高等学校発足当時、全国の高等学校進学率は約40%であったが、近年97%を超え、高等学校は正に国民の教育機関となっている。また、交通機関が発達し、人々の生活圏も広がるなど、高等学校教育を取りまく社会状況が大きく変化しており、こうした変化や行政全般にわたる規制緩和の流れの中で、通学区域を定めることの意味合いも変化してきた。

こうしたことから、平成13年に通学区域を設定することを義務付けていた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第50条が削除され、通学区域の設定については教育委員会の判断に委ねられることとなった。

こうした中、全国的には、生徒の高校選択幅を拡大する観点などから、これまでに8都県が通学区域を廃止するとともに、今後、4県が廃止することを決定している。

また、全国的に市町村合併が進んでおり、本県においても平成17年3月の丸亀市・綾歌町・飯山町の合併や、平成18年1月に予定されている高松市・国分寺町の合併により、同一市内に通学区域の扱いの異なる地域が存在する状況となる。

### (3) 検討の経過

このような状況において、本検討委員会では、通学区域の在り方や入学者選抜方法の改善等について検討してきた。

平成16年10月には、「通学区域の変更は、中学生の進路選択に重大な影響を及ぼすものであることから、市町合併があっても少なくとも平成18年度入学者選抜までの間は現行の通学区域を維持することが適当である。」旨の第一次報告を行い、これに基づき、県教育委員会において、同様の内容の決定がなされたところである。

その後、本検討委員会では、平成19年度以降の通学区域の在り方についての検討を行ったが、この問題は、中学生の進路選択に与える影響が極めて大きく、県民の関心も高いことから、県教育委員会では、平成17年2月に、中学生、保護者、県政モニター、中学校、高等学校を対象として全県的にアンケート調査を実施した。このアンケート調査の結果では、中学生、保護者、県政モニター、中学校においては、地域によって意識の違いは見られるものの県全体としては、高校選択幅の拡大という観点等から通学区域を広げる方向で検討するのがよいという回答が最も多く、高等学校においては、地域との連携を大切にする観点等から現行の2学区制を維持する方向で検討するのがよいという回答が最も多かった。また、これと並行して、県教育委員会では市町教育委員会、中学校長、高等学校長等の意見も聴取した。

本検討委員会では、こうしたアンケート調査の結果や各方面から聴取した意見も参考としながら、慎重に検討を行ったところである。

### (4) 今後の通学区域の在り方

検討の過程においては、通学区域の廃止を支持する意見として、次のようなものがあった。

- ・子どもの高校選択の幅を広げ、自分で主体的に高校を選ぶことが大切である。
- ・よい意味での競争がある中で、人材を育成する必要がある。
- ・高校進学率の向上や交通機関の発達により、通学区域を設ける必然性がない。
- ・規制緩和や選択の自由は時代の流れであり、その流れを大切にしながら改革すべきである。
- ・高校が切磋琢磨し、生徒や地域から支持されるよう努力することが必要であり、それが全体的なレベルアップにつながる。
- ・勉強や部活動のために、遠距離通学も承知の上で志望校を目指す生徒の高い志を尊重すべきである。
- ・同一市内に、通学区域の扱いが異なる地域があるのは望ましくない。

- 一方、現状の2学区制の存続を支持する意見として、次のようなものがあった。
- ・通学区域を廃止した場合、一部の高校や地域に生徒が集中し、その地域の生徒が地元の高校に進学しにくくなる。
  - ・学校の序列化が進み、学校間格差が広がるのは望ましくない。
  - ・遠距離通学をする生徒が多くなると、家庭の負担の増大や生徒指導上の問題の広域化が心配である。
  - ・高校では、地域と連携しながら生徒を育てるのが望ましく、2学区制がよい。
  - ・現在の境界線の変更や区外入学の制度などにより2学区制を維持すべきである。
  - ・学区ごとにそれぞれ高校間の競争がある現状がよい。

また、それ以外にも、

- ・通学区域を廃止した場合の影響を示して慎重に検討すべきである。
- ・学区ごとの今後の生徒数の減少を見込んで検討する必要がある。
- ・通学の時間や経費も考えて高校選択がなされており、多くの生徒が移動するとは考えにくい。

との意見があるなど、それぞれの立場から、また全県的な視野からも活発な議論が展開されたところである。

こうした検討の結果、本検討委員会としては、市町合併や規制緩和など通学区域をめぐる状況の変化やアンケート調査の結果を踏まえつつ、少子化時代の教育の在り方として、生徒一人一人の可能性の伸長とそれを担保する高校選択幅の拡大という観点や、適度の競争がある中で生徒の学ぶ意欲を高める観点、高等学校がお互いに切磋琢磨して生徒や保護者に望まれる学校づくりを一層進める観点などから、本県の公立高等学校の通学区域については、「通学区域を廃止し全県一区にするのが望ましい」との結論を得た。また、このことによって、同一市内に通学区域の扱いの異なる地域が存在する状況が解消されることとなる。

一方、共通地域を拡大したり、区外入学枠を設定することなどにより、現行の2学区制を維持することも検討された。しかしながら、前者については、どこまでを共通地域とするかについて合理的な説明が困難であり、また、後者については、通学区域内の生徒と区外から受験する生徒との間で合格可能性に差が生じるおそれがあるとの指摘など、総じて従来の制度維持のための工夫や合理的な説明には限界があった。

## (5) 今後の課題

本検討委員会としては、通学区域を廃止し全県一区にするのが望ましいとの結論に達したものの、その検討過程においては、仮に通学区域を廃止した場合、特定の高等学校への志願者の集中や遠距離通学者の増加、地域との連携の希薄化などが起こるのではないかと懸念も出された。こうした影響についても十分議論を行ったところであるが、その対応として、特色ある学校づくりの推進や入学者選抜方法の改善、地域との連携の推進、中学校の進路指導の充実、各高等学校に関するきめ細かな情報提供などを積極的に行うことが大切であると考えます。

特色ある学校づくりについては、現在、各県立高等学校において、自校の伝統や校風を生かしつつ、特色ある教育課程の編成や「かがわの高校生・学びのエネルギー充填プラン」を活用した独自の学力向上などの取り組みをはじめ、部活動や学校行事などにおいてそれぞれ特色ある教育が行われている。今後、こうした各学校の取り組みが一層推進するよう県教育委員会の積極的な支援を望みたい。

次に、入学者選抜方法の改善については、生徒を教科の学力によってのみ評価するのではなく、多様な能力・適性、意欲等を適切に評価できるよう、これまで様々な工夫がなされてきたが、今後更にこうした改善を進めていくよう求めたい。

地域との連携の推進については、これまでも公開授業や開放講座の実施、学校評議員の設置、地元企業・商店・公共施設等でのインターンシップやボランティア活動などを通じて様々な取り組みが行われているが、通学区域の有無に関係なく、これまで以上に、学校評価の結果を積極的に公表するなど、地元住民の理解や協力を得ながら「地域に開かれた学校づくり」を推進することが大切である。

中学校の進路指導については、生徒が主体的に自己の進路を選択・決定するような指導が行われてきたところであるが、今後更に、自らの能力・適性や興味・関心などに基づき、各高等学校の教育内容や特色を十分理解し、通学の利便性や負担も考慮した上で学校を選択できるよう、対話を重んじ指導・援助を行う進路指導の一層の充実を求めたい。

また、中学生や保護者が適切な高等学校の選択ができるよう、高等学校においては、普通科を含めた体験入学や学校説明会を充実させるとともに、ホームページ等の利用により、自校の特色や魅力を積極的に情報発信していく必要がある。県教育委員会においても、中学校や中学生・保護者に向けて総合的に情報を提供するような方策を工夫していく必要がある。

## 2 推薦入学の改善について

### (1) 推薦入学の意義

高等学校入学者選抜については、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化の観点に立った改善を一層進めていくことが求められている。その際、各高等学校においては、「いかに自校にふさわしい生徒を選抜するか」という視点とともに、「多様な能力・適性や意欲・関心を持つ生徒が、いかに自分に合った進路を的確に選択できるようにするか」という観点を重視することも求められている。

推薦入学は、学力検査では評価できない生徒の多様な個性や能力・適性、意欲、努力の成果や活動経験などについての優れた面を評価することが大切であり、生徒が、こうした多様な能力・適性や学校内外での活動経験などを生かして自分にふさわしい学校・学科を主体的に選択できるという点で意義がある。

### (2) 現状と課題

本県の公立高等学校における推薦入学は、昭和53年度入学者選抜において農業経営高校に導入されて以来、専門学科を中心に拡充が図られてきた。平成元年度からは、普通科の特色ある類型(以下、「類型」という。)においても導入され、更に平成7年度にはすべての職業学科において実施された。その後、平成12年度には、類型以外の普通科にも導入されており、平成17年度現在、公立高等学校26校で推薦入学が実施され、その入学人員は、全体の定員(全日制課程)の12.8%となっている。

このように、推薦入学が実施されて以来、多くの生徒が各学科に求められる能力・適性や意欲・関心を生かし、目的意識を持って高等学校に進学するとともに、各高等学校においては、こうした生徒を受け入れて特色ある学校づくりが進められてきた。

しかしながらその一方で、中学校関係者からは学校・学科等の特色が十分に反映された出願資格となるようにすべきとの指摘や、高等学校関係者からは面接における学校裁量の拡大が必要であるなどの意見があった。また、類型以外の普通科の推薦入学においては、中学校関係者を中心に、教育目標や内容が幅広いためふさわしい適性が分かりにくいなどの指摘があった。更に、学ぶ意欲や態度、思考力、判断力などの確かな学力をみる必要があるとの意見もあった。

### (3) 検討の経過

このような状況の中、本検討委員会では推薦入学の改善について検討を行い、第一次報告において、出願資格の明確化、選抜方法の多様化、面接における質問事項の弾力化など、当面の改善についての提言を行った。これを踏まえ、県教育委員会では、平成17年度入学者選抜において必要な改正を行い、その趣旨を生かした選抜が行われた。

平成17年3月に、県教育委員会は、「香川県教育基本計画」を策定し、「夢に向かってチャレンジする人づくり」を基本理念として掲げ、本県教育のめざすべき姿とそれを実現するための総合的な教育施策を明らかにした。本検討委員会では、この理念を踏まえつつ、長期的な少子化傾向の続く中で、生徒の学ぶ意欲の向上をめざすとともに、中学校や高等学校の教育の活性化を図る観点から更なる検討を行った。

### (4) 今後の推薦入学の在り方

第一次報告において提言した推薦入学における選抜方法の多様化を推進する中であって、生徒が自らの多様な能力・適性を生かして志望校に積極的にチャレンジでき、高等学校においても単なる知識の量といった狭い意味での学力ではなく、思考力や問題解決能力、表現力なども幅広く評価できる新たな制度を導入する必要がある。

特に教育目標や内容が幅広い普通科にあっては、その適性を中学校長が判断し推薦するよりも自らの意思で出願でき、教科横断的な総合問題などによる検査を通じて、各高等学校が生徒の学力も含め目的意識や適性等を十分に判断できるいわゆる「自己推薦」の制度を導入することが望ましい。また、理数科、外国語科などの普通科系専門学科や総合学科においても、同様の制度の導入が検討されてよい。このような「自己推薦」の制度の導入は、義務教育段階を終了する生徒の自立や自覚を促す機会として、また、開かれた高等学校の姿としても望ましいものとする。

職業系専門学科については、学科の目標や必要とされる適性が比較的明確であり、推薦入学制度が概ね有効に機能していると考えられ、今後とも、中学校長が各学科の目標や特徴に照らしてふさわしい生徒を推薦する現在の制度を継続することが適切であるとする。

これらの制度の運用に当たっては、各学校が生徒の実態や地域の実情等に応じて、その導入や検査の方法等について主体的に判断すべきものであるとする。

なお、選抜方法の多様化・評価尺度の多元化や受験機会の複数化などを一層推進する観点から、職業系専門学科における「自己推薦」制度の導入をはじめ、推薦入学全般における選抜方法の在り方などについても、今後の検討課題であろう。

### 3 その他の入学者選抜方法の改善について

#### (1) 学力検査

学力検査については、中学校での学習成果を的確に測り、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性を有しているかどうかを判定するための最も重要な資料として利用されている。しかしながら、学校によっては一部の教科において得点分布が特定の階層に偏ることなどにより、選抜の資料となりにくいとの指摘もある。

このことから、生徒の学力をよりの確に判断し、各学校・学科等に合った選抜を可能とするために、県教育委員会が設問の一部について複数の問題を作成し、各高等学校が必要に応じてその中から選択した問題を解答させる問題選択制の導入が検討されてよい。

#### (2) 定時制課程における選抜

定時制課程においては、主として働きながら学ぼうとする青少年に、高等学校教育の機会を保障する上で大きな役割を果たしてきたが、近年、生徒の入学の動機や学習歴が多様になっている。そのため、面接の時間を延長するなどして、志願者の就学意欲や目的意識を十分に聞き取り、それを積極的に評価することが望ましい。

### 4 その他

高等学校入学者選抜は、中学校教育と高等学校教育を接続するものであり、中学校を卒業した生徒を高等学校が継続して教育していくという視点が大切である。したがって、選抜制度の在り方については、各学校において、自校で実施した選抜方法の評価を適切に行うことはもとより、中学校や高等学校関係者などが相互に理解を図りながら、選抜制度の有効性や、よりよい選抜方法の在り方などについて、継続的に検討することが必要である。県教育委員会を中心にこのような協議の体制が整備され、公立高等学校の充実・発展のために積極的に活用されることを望むものである。

## 《 参考資料 》

- 1 公立高等学校配置図（平成17年4月）
- 2 通学区域に関するアンケート調査結果（概要）
- 3 香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会協議経過
- 4 香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会設置要綱
- 5 香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会委員名簿



## 通学区域に関するアンケート調査結果（概要）

## 調査の概要

1. 調査目的：今後の通学区域のあり方について、中学生・保護者を中心に幅広く県民の意見を聴取し、検討委員会における検討の参考資料とする。
2. 調査時期：平成17年2月
3. 調査対象：県全体に占める各地域の生徒数の割合を考慮して抽出した中学生とその保護者、県政モニター、すべての公立中学校、公立高等学校
4. 回収結果

	調査対象数	回収数	回収率
中学校1年生	1,067	1,040	97.5%
中学校2年生	1,033	1,013	98.1%
中学校1年生保護者	1,067	992	93.0%
中学校2年生保護者	1,033	944	91.4%
県政モニター	147	140	95.2%
合計	4,347	4,129	95.0%

	調査対象数	回収数	回収率
中学校	83	83	100%
高等学校	35	35	100%

## 集計結果の概要

志望学科、通学区域の認識、通学区域の検討で重視すべき観点、今後の通学区域のあり方についての4点を質問したが、志望学科及び通学区域の認識の調査結果は省略する。

## 1. 通学区域の検討で重視すべき観点

## 【質問】

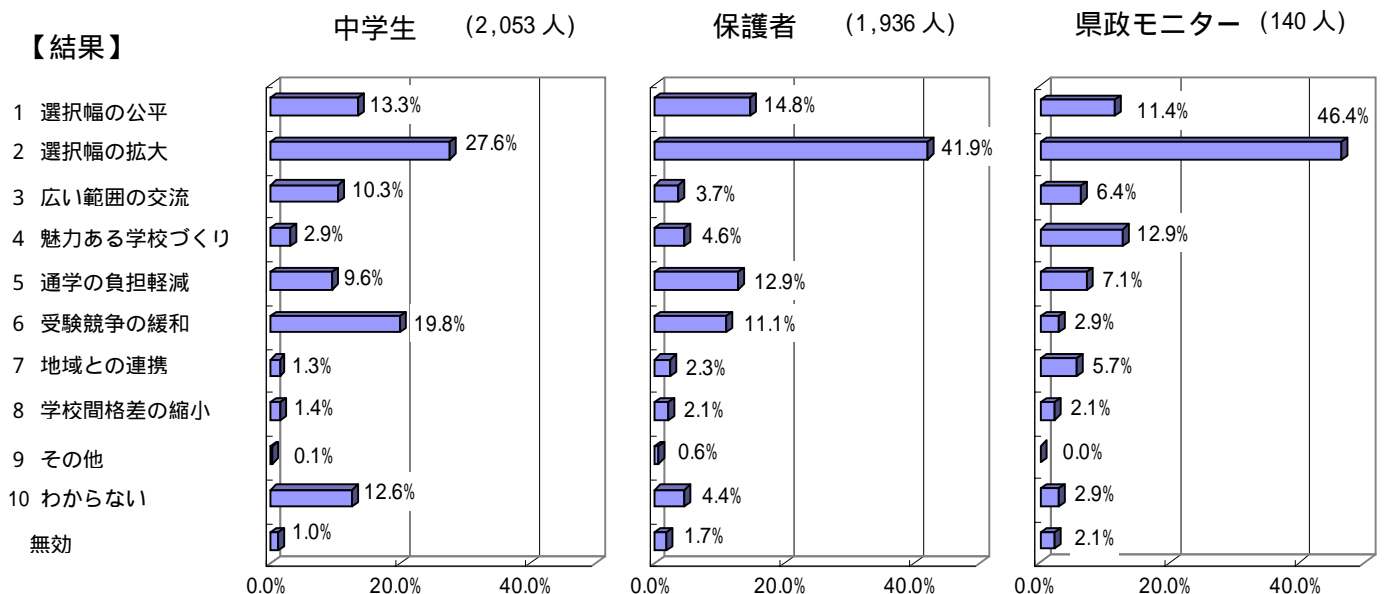
一般に、通学区域を広くすると次の1～4のような良い点があり、通学区域を狭くすると5～8のような良い点があると言われている。

今後の公立高校の通学区域のあり方について検討する際、特に重視すべきだと思うものはどれか。

（1つ選択）

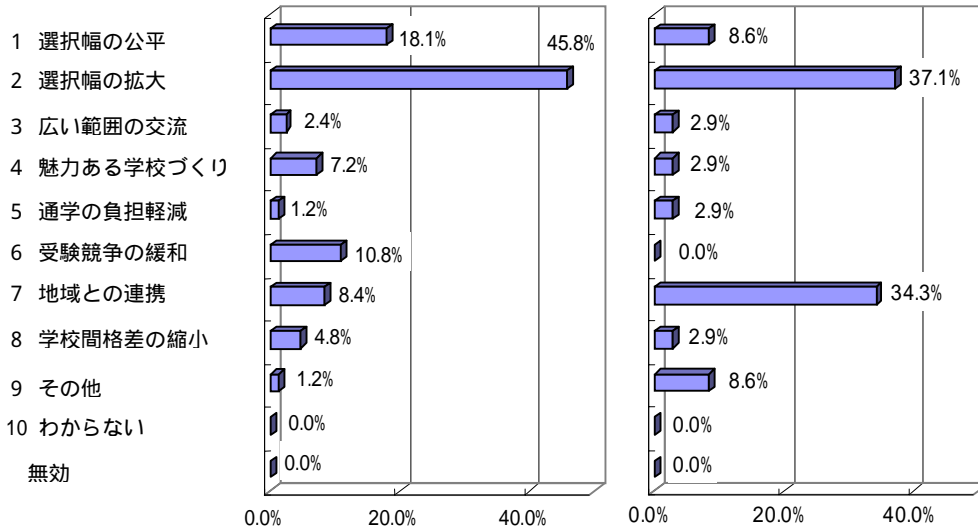
- 1 住んでいる所や志望する学科にかかわらず、高校の選択幅が公平になる
- 2 自分の個性や高校の特色に応じて、より多くの高校から志望校を選択できる
- 3 いろいろな地域から生徒が集まり、より広い範囲で交流が行われる
- 4 学校が相互に切磋琢磨して、より魅力ある学校づくりを進めることができる
- 5 遠距離通学が少なくなり、生徒や家庭の負担が少なくなる
- 6 一部の高校に志願者が集中することが少なく、競争が激しくならない
- 7 地域との連携が深まり、地域に根ざした学校づくりが進められる
- 8 生徒が地域ごとに分散するため、学校間格差が少なくなる
- 9 その他
- 10 わからない

## 【結果】



中学校 (83校)

高等学校 (35校)



## 2. 今後の通学区域のあり方

### 【質問】

今後の公立高校の通学区域のあり方について、どのような方向で検討するのがよいか。

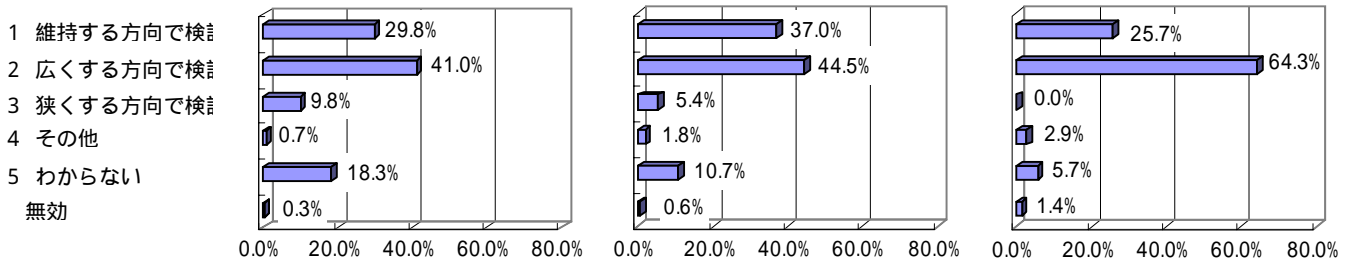
- 1 現在の2つの通学区域を維持する方向で検討する
- 2 通学区域を広くする方向で検討する
- 3 通学区域を狭くする方向で検討する
- 4 その他
- 5 わからない

### 【結果】

中学生 (2,053人)

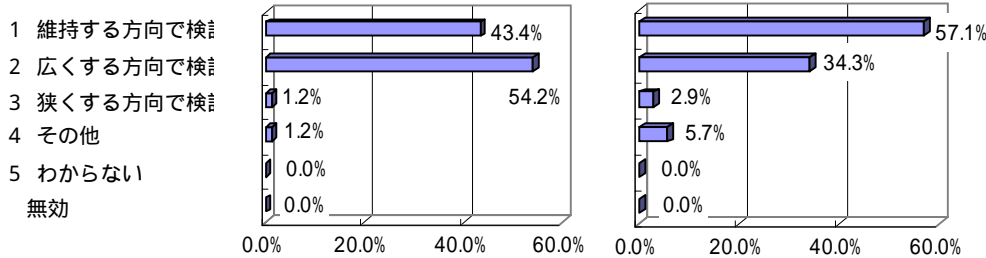
保護者 (1,936人)

県政モニター (140人)



中学校 (83校)

高等学校 (35校)



## 香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会協議経過

第1回会議（平成16年6月30日（水））

委員長・副委員長の選任

委員会の公開、非公開について

公立高等学校入学者選抜制度及び選抜方法の経緯と概要

第2回会議（平成16年7月29日（木））

推薦入学について

第3回会議（平成16年8月31日（火））

平成17年度香川県公立高等学校入学者選抜方法の改善等について

第4回会議（平成16年9月28日（火））

第一次報告（案）について

「第一次報告」を県教育長に提出（平成16年10月5日（火））

- 1 推薦入学の改善について
- 2 面接等の改善について
- 3 通学区域の扱いについて

第5回会議（平成16年11月24日（水））

今後の入学者選抜制度の在り方について

第6回会議（平成16年12月21日（火））

高校入試の現状と課題等について

第7回会議（平成17年1月24日（月））

高校入試の現状と課題等について

推薦入学の改善について

第8回会議（平成17年4月27日（水））

通学区域について

入学者選抜の改善について

第9回会議（平成17年6月1日（水））

通学区域の在り方について

入学者選抜の改善について

第10回会議（平成17年6月15日（水））

最終報告（素案）について

第11回会議（平成17年7月19日（火））

パブリック・コメントの結果について

最終報告（案）について

## 香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本県の公立高等学校入学者選抜制度の改善について検討するため、香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、本県の公立高等学校入学者選抜制度に関する諸問題について調査・検討し、その結果を教育長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、教育長が委嘱する16人以内の委員をもって組織する。  
2 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長を各1名置く。

### (職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。  
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。  
2 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、香川県教育委員会事務局高校教育課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱において定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成16年6月30日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

## 香川県公立高等学校入学者選抜制度検討委員会委員

( は委員長、 は副委員長)  
(委員長、副委員長以外は五十音順)

委員名	役職名	委嘱年月日
妻鳥 敏彦	香川大学名誉教授	H16. 6.30
東条 正幸	香川県高等学校長協会会長	H16. 6.30
泉川 誉夫	四国新聞社編集局次長	H16. 6.30
北山 正道	香川県中学校長会長	H16. 6.30
楠本香久子	香川県PTA連絡協議会	H16. 6.30
小佐古公士	香川縣市町教育委員会連絡協議会教育長部会長	H17. 4.28
児玉令江子	香川県PTA連絡協議会副会長	H16. 6.30
下平 明美	臨床心理士	H16. 6.30
十河 秀雄	香川県高等学校長協会教育課題委員会委員長	H16. 6.30
高田 千浪	香川県高等学校PTA連合会副会長	H16. 6.30
豊嶋 知温	香川県高等学校長協会普通部会長	H16. 6.30
松浦 孝仁	前香川県PTA連絡協議会会長	H16. 6.30
八木 知之	香川県町教育長会長	H17. 4.11
薬師 正明	香川県中学校長会副会長、進路対策部会長	H17. 4.12
吉岡 和子	前香川県商工会議所女性会連合会長	H16. 6.30
渡邊 公文	香川県中学校長会理事	H16. 6.30

## 退任委員

(五十音順)

委員名	委員委嘱時の役職名	委嘱期間
長尾 順二	香川県町教育長会長	H16. 6.30 ~ H16.10.11
浮田 清市	香川縣市町教育委員会連絡協議会教育長部会長	H16. 6.30 ~ H17. 3.31
八木 惇	香川県町教育長副会長	H16.10.12 ~ H17. 4.10
山下 祐一	香川県中学校長会長	H16. 6.30 ~ H17. 4.11